

平成27年10月から、町民の皆さま一人ひとりに 12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

1) 住民の方が、社会保障・税・災害に関する手続きをする際に、役場などの窓口へ提出する書類がこれまでより少なくなります。

2) 各行政機関が、所得や行政サービスの受給状況を正確に確認しやすくなり、本来に行政サービスが必要としている方にきめ細かな支援ができるようになります。また、サービスの不正受給などを防止します。

3) 各行政機関の間の情報のやり取りがスムーズになり、作業の重複が減り、行政の無駄が削減されます。

◆通知されるマイナンバーは、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きの一部で記入や提示が必要になりますので、大切にしてください。

◆法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、他人に提供したりすることはできません。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。

◆マイナンバー制度の導入にあたり、事業者の皆さまにも社会保険、源泉徴収事務などで対応いただきたいことがあります。

◆インターネットでは「マイナンバー」で検索すると詳しい情報が得られます。

■問い合わせ／全国共通ナビダイヤル

☎0570・20・0178

受付時間／9時30分～17時30分
(土曜・日曜、祝日、年末年始を除く)

※ナビダイヤルには通話料がかかります。

有田川町プレミアム商品券 有田川町子育て応援商品券 取扱店募集

有田川町商工会および有田川町では、地元の消費拡大と子育て家庭の負担軽減を図るため「有田川町プレミアム商品券」「有田川町子育て応援商品券」を発行します。

それに伴い、取扱店を募集します。



◆概要

- ・「プレミアム商品券」は20%のプレミアム付きで、1万2000円分の商品券を1万円で販売します。
- ・「子育て応援商品券」は、町内の中学生以下の子ども1人につき1万円の商品券を給付します。

・消費者が取扱店にて額面金額で買い物をし、取扱店は受け取った商品券を町指定金融機関のありだ農協の窓口で換金できます。なお、換金の際の手数料は無料です。

・使用期間／平成27年7月1日(水)～平成27年12月31日(木)
・換金機関／平成27年7月1日(水)～平成28年1月15日(金)

◆取扱店参加資格

- ・有田川町内に店舗、事業所を有する事業所
- ・取扱店業種例／小売業、飲食業、サービス業など
- ・その他、詳細は有田川町商工会へお問い合わせください。

◆申込受付について

- ・申込期間／平成27年4月23日(木)～平成27年5月15日(金)
- ・申込書とありだ農協の口座の預金通帳が必要です。
- ・申し込み後、審査を経て取扱店として承認し、通知します。

■申し込み・問い合わせ／有田川町商工会

☎022-000020